

# 予 防 規 程

(会 社 名)

(給油取扱所名)



## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、消防法14条の2に基づき、\_\_\_\_\_給油取扱所(以下「当所」という。)における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項についても定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止する事を目的とする。

### (適応範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

### (遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

### (告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対して必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

### (規程の変更)

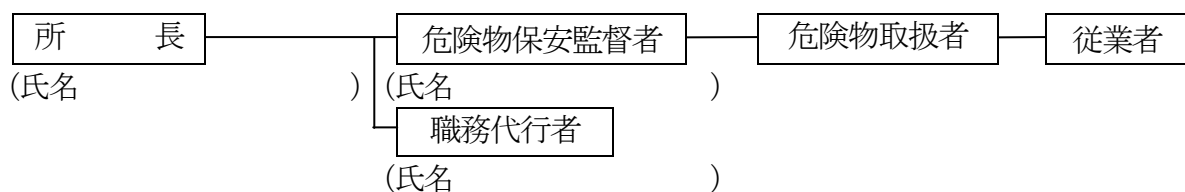
第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防止支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは所轄消防署に変更の申請をして認可を受けなければならない。

## 第2章 保安の役割分担

### (組 織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり保安の役割分担を定めなければならない。



2 所長は、前項の危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により、不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行するものを危険物取扱者の中から指定しておかなければならない。

### (所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

### (危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

### (危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物

の貯蔵及び取り扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

#### (従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

### 第3章 危険物の貯蔵及び取扱の基準等

#### (貯蔵及び取扱基準)

第11条 危険物を貯蔵し又は取り扱う場合においては消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 給油又は注油を行うときは、必ず客等が求める油種を確認することともに、その場を離れないこと。
- ③ 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認し、危険物がもれ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- ④ みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- ⑤ 危険物を給油又は積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- ⑥ 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- ⑦ 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

#### (給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油以外の業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がないものをもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- ② 休日等に給油業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。
- ③ 所内にいる客等の状況に応じ、十分な係員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

#### (駐 車)

第13条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除きあらかじめ明示された駐車場で行わなければならない。

### 第4章 点検及び検査その他の安全管理

#### (危険物施設の点検)

第14条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別に定めるところにより点検を実施しなければならない。

2 ( ) を点検責任者として定め前項の点検を実施しなければ

ならない。

- 3 点検を実施したものは、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第1項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

#### (改修、補修)

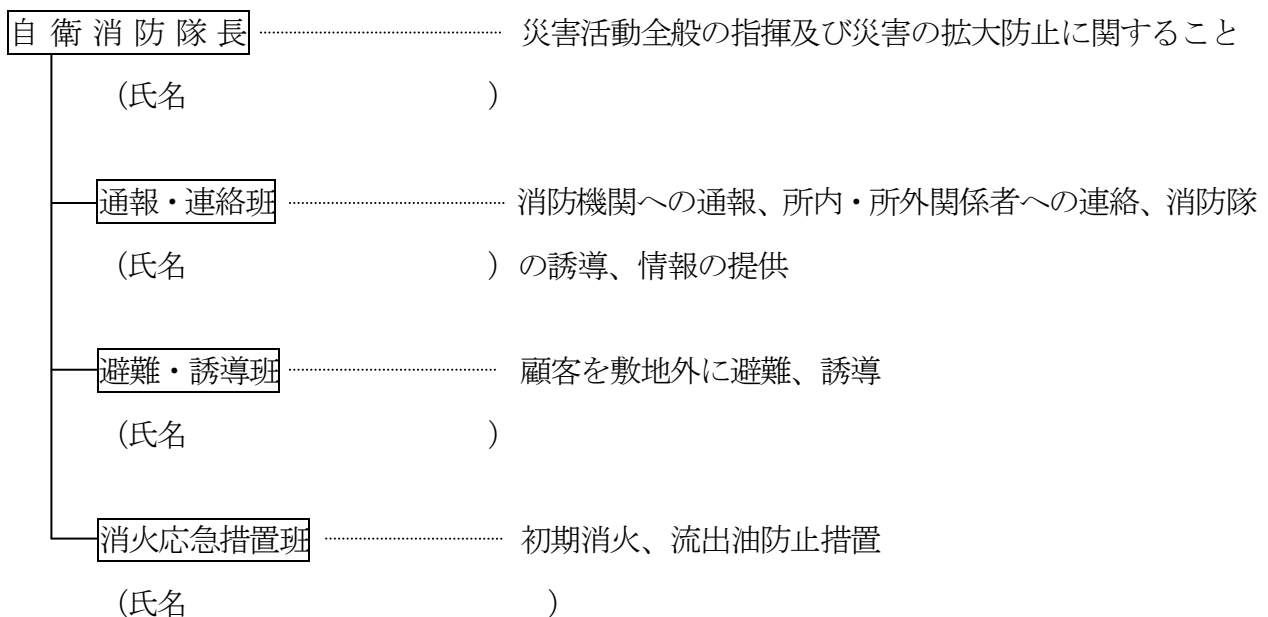
第15条 危険物施設の改修、補修工事を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

### 第5章 火災等の災害時の措置

#### (自衛消防隊)

第16条 所長を消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は、次のとおりとする。



#### (消火活動等)

第17条 消火活動等は次により行わなければならない。

- ① 火災、危険物の流出等が発生した場合には、消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- ② 危険物が所外に流出し又は可燃性蒸気が拡散する恐れがあるときは、周辺地域住民、通行人及び車輛の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、回収等の応急措置を講ずること。

#### (地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の措置)

第18条 地震が発生した場合及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに危険物の取り扱い作業及び火気設備、付属設備の使用を停止しなければならない。

- 2 前項の措置後は、従業員及び入構者の安全を確保するとともに、次の点検を行わなければならない。
  - ① 火災・漏洩えい状況の目視確認
  - ② 施設の被害状況確認
  - ③ 計量機、ポンプ設備の点検
  - ④ 地下貯蔵タンク等からの危険物の漏えい点検（液面計・漏えい検知管・側溝等）
  - ⑤ その他電気設備の点検
- 3 テレビ、ラジオ等から情報を収集し、知り得た情報や避難に係る対応について、従業員や入構者へ周知すること。  
 なお、通常使用している通信機器が使用できない場合も考慮した上、対応しなければならない。
- 4 従業員や入構者の安全確保等の対応として、あらかじめ避難経路、避難場所、避難方法を示しておかななければならない。
- 5 施設及び設備の破損が確認された場合や浸水、液状化等が発生する恐れがある場合は、施設全体の電源供給を閉止する等の出火防止措置及び危険流出防止措置を講じること。
- 6 津波襲来までに時間がない場合は、最低限必要な出火防止措置及び危険物流出防止措置を講じ、避難を開始すること。
- 7 夜間等で従業員が少ない場合の体制や、措置内容について整備すること。
- 8 施設の使用再開にあたっては、第2項の内容について十分に点検を行い、安全を確認した後でなければ使用してはならない。

## 第6章 教育及び訓練

### （保安教育）

第19条 所長は従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

対 象 者	実 施 時 間	内 容
全 従 業 員	_____ 回 / 年	(1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防止の遵守事項 (3) 安全作業時に関する基本的事項 (4) 各自の任務、責任等の周知徹底
新 入 社 員	入 社 時	(5) 地震及び津波対策に関する事項 (6) その他

### （訓 練）

第20条 訓練は、部分訓練と総合訓練とし、部分訓練は\_\_\_\_\_ヶ月に1回以上、総合訓練は\_\_\_\_\_ヶ月に1回以上とし次により行うこと。

- ① 部分訓練は、消火訓練等について行うこと。
- ② 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させ総合的に行うこと。

## 第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

### (目的)

第21条 この章の規程は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### (組織)

第22条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- ① 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- ② 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

### (班長等の権限及び業務)

第23条 隊長は地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- ① 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
  - ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
  - ③ 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
  - ④ 従業員を\_\_\_\_\_に集合させ避難させること。
  - ⑤ 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

### (従業員の責務)

第24条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

### (情報収集連絡班の業務)

第25条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- ① 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- ② 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- ③ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

### (避難誘導班の業務)

第26条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- ① 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の提出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- ② 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

- ③ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。この場合、避難路の積雪や凍結等に考慮すること。
- ④ 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

#### (その他不測の事態)

第27条 隊長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した後の状況等から、この予防規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの予防規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

#### (訓練)

第28条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとし、避難が困難となる冬期に行うことも考慮するものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ① 情報収集・伝達に関する訓練
- ② 津波からの訓練に関する訓練
- ③ その他前各号を統合した総合防災訓練

#### (教育)

第29条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 従業員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

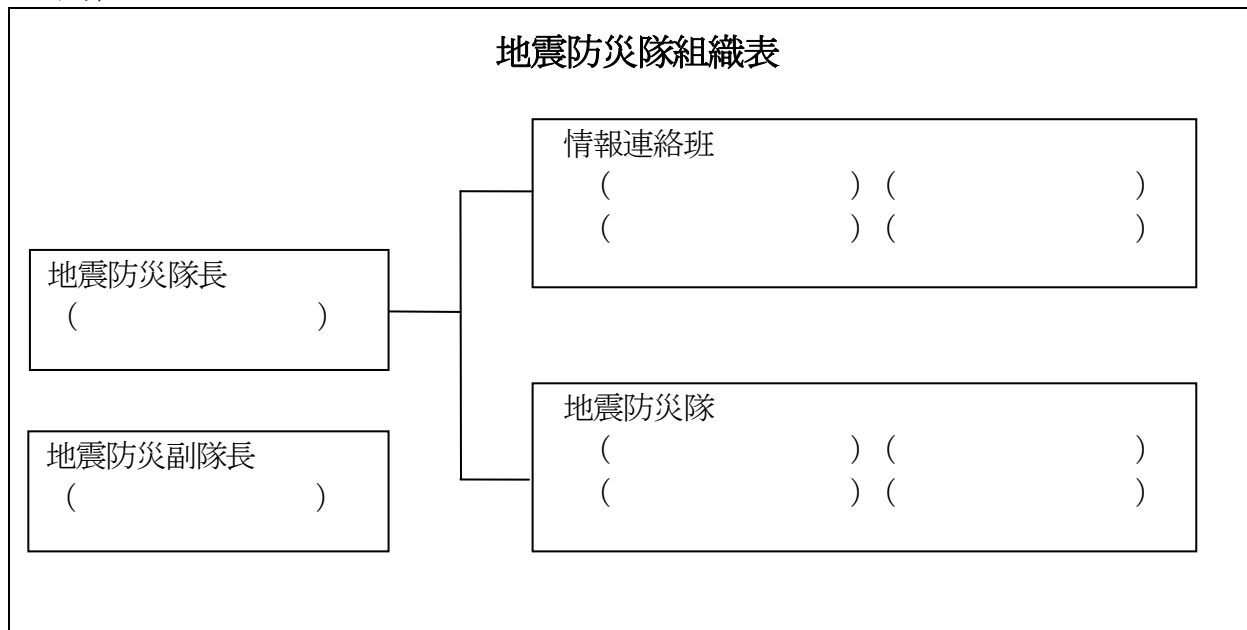
#### (広報)

第30条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- ① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識



別表第1



**地震防災隊活動要領**

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 情報収集連絡班に情報の収集にあたらせる。 2 地震の発生を各班長及び施設内に伝達し、必要な措置について周知する。 3 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。
情報収集連絡班	1 地震、津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告する。 2 地震、津波に関する情報及び、隊長の命令の内容等を顧客、従業員に伝える。 3 あらかじめ、顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。
避難誘導班	1 避難路の確保及び安全の確認等、必要な措置を講じる。 2 隊長から指示を受けたときは、顧客等を避難誘導する。 3 拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。 4 避難誘導が完了したときは、その旨を確認し直ちに隊長に報告する。